

令和 2 年 7 月 17 日

合同会社グリーンパワー石狩
代表事業者
株式会社グリーンパワーインベストメント
代表取締役社長 坂木 満 様

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会 共同代表
安田秀子（石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会）
後藤言行（銭函海岸の自然を守る会）
在田一則（一般社団法人 北海道自然保護協会）
事務所：〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目 307
電話:090-6211-1602

(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業の事業説明会の延期を求める要望書

7月18日、19日の二日間に渡り、二度予定されていた(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業の事業説明会が、新型コロナウイルスの感染拡大防止・感染予防の観点から、開催を中止すると石狩市、小樽市、および事業者である貴社のWEBサイトに、7月13日に掲載されました。

その代わりとして実施が告知されたのは、説明会で使用を予定していた資料を、7月18日（土）～7月31日（金）にかけて、貴社のWEBサイトに掲載し、質問は郵送または電子メールで受け付けるというもので、提出期限は令和2年7月31日（金）（当日消印有効）。質問への回答は8月5日（水）以降、順次WEBサイトに掲載するとしています。

私たちは計画地の近隣に住むものとして、日本ではほぼ初めてと言える本格的な港湾での洋上風力発電機群が、石狩湾に立ち並ぶこと、またその影響が住民の安心・安全な暮らしを脅かし、自然（海洋生態系）や鳥類、海洋資源に多大な影響を与える可能性を強く危惧しています。今回の事業説明会は、工事開始前に行われる事業者による最後の説明機会であり、その説明会が中止となったことは、極めて遺憾です。

国も事業者も、日本での先行事例が乏しいことから、海岸から数キロしか離れていない沿岸部での洋上風力発電がどのように影響するかを評価する明確な知見を持ち合わせていないにも関わらず、環境アセスメントは粛々と進められ、平成28年10月25日経済産業省

より勧告が出され、準備書が終了しました。その後貴社は、住民や自治体が意見を表明できない段階になってから、単基出力を 4MW から 8MW に、基数を 26 基から 14 基に計画変更し、そのことを石狩湾新港管理組合は承認したと管理組合 WEB サイトに発表しました。

この仕様変更は、現在縦覧実施中の評価書に反映されているものですが、実際に風車高が 50m 以上高くなり、単機出力も 2 倍となるため、本来であれば再度、環境影響評価をやり直す必要があると考えます。また、それをやり直さないまま評価書を出すのであれば、どのような環境影響となるのかを、住民に対ししっかりと説明をするべきです。

貴社は地域との対話は十分してきたと自負しているようですが、それは住民ではなく、海洋の先行事業者である漁業関係者等であり、事業実施後、20 年にわたり、自分たちが暮らすすぐそばに大きな洋上風力発電を抱える住民の不安に対しても、真摯に向き合うべきと考えます。以上のことから、私たちは以下の事項に貴社に要望いたします。

このことについて、早急に応じていただくようご検討の上、令和 2 年 7 月 31 日（金）までに文書での回答を要望します。

記

1. 合同会社グリーンパワー石狩は、事業説明会の中止ではなく、開催環境が整うまで事業説明会を延期とするよう求める。また、事業説明会において、近隣住民の疑問や不安に対し、しっかり向き合うために十分な質疑応答をし、説明責任を果たすことを求める
2. 事業説明会の実施は、事業計画予定地の海域に接する、石狩市と小樽市、ともに行うことを求める
3. 1 で求めた事業説明会を実施するまで、全ての工事は一時中断とする

以上